平成29年 第2回(定例) 吉 賀 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成29年6月16日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成29年6月16日 午前8時58分開議

- 日程第1 発議第3号 「テロ等準備罪(共謀罪)法案」の撤回・廃案を求める意見書(案) の撤回について
- 日程第2 議案第38号 第2次吉賀町まちづくり計画の策定について
- 日程第3 議案第39号 請負契約の締結について
- 日程第4 議案第40号 請負契約の締結について
- 日程第5 議案第41号 吉賀町健康づくり推進協議会条例の制定について
- 日程第6 議案第42号 吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第43号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第44号 吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第45号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第46号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第47号 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第48号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第49号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第50号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第51号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第52号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 発議第4号 国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)の軽減制度創設を求める意見書(案)
- 日程第18 請願第1号 朝倉公民館の新築に関する陳情及び町議会採択の執行についての請願 書
- 日程第19 請願第2号 森林環境税(仮称)の早期創設の実現についての請願書
- 日程第20 陳情第1号 町道栗木谷線の改良に関する陳情について
- 日程第21 要望第1号 平栃の滝遊歩道の新設についての要望書
- 日程第22 閉会中の継続調査について
- 日程第23 議員派遣の件について

追加日程第1 発委第1号 森林環境税(仮称)の早期創設の実現を求める意見書(案)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 発議第3号 「テロ等準備罪(共謀罪)法案」の撤回・廃案を求める意見書(案) の撤回について
- 日程第2 議案第38号 第2次吉賀町まちづくり計画の策定について
- 日程第3 議案第39号 請負契約の締結について
- 日程第4 議案第40号 請負契約の締結について
- 日程第5 議案第41号 吉賀町健康づくり推進協議会条例の制定について
- 日程第6 議案第42号 吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第43号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第44号 吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第45号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第46号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第47号 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第48号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第49号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第50号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第51号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第52号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 発議第4号 国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)の軽減制度創設を求める意見書(案)
- 日程第18 請願第1号 朝倉公民館の新築に関する陳情及び町議会採択の執行についての請願 書
- 日程第19 請願第2号 森林環境税(仮称)の早期創設の実現についての請願書
- 日程第20 陳情第1号 町道栗木谷線の改良に関する陳情について
- 日程第21 要望第1号 平栃の滝遊歩道の新設についての要望書
- 日程第22 閉会中の継続調査について
- 日程第23 議員派遣の件について
- 追加日程第1 発委第1号 森林環境税(仮称)の早期創設の実現を求める意見書(案)について

出席議員(11名)

大多和安一君	2番	三平君	桑原	1番
桜下 善博君	4番	浩明君	三浦	3番
河村 隆行君	7番	元君	中田	5番
河村由美子君	9番	正夫君	藤升	8番
潮 久信君	11番	英明君	庭田	10番
		1.77		

12番 安永 友行君

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷	勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	青木	一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	赤松	寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤	明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本	秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭	克彦君	出納室長	中林知代枝君

午前8時58分開議

○議長(安永 友行君) それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程に入る前に定例会初日に8番、藤升議員より要求のありました、承認第1号専決処分の承認について(吉賀町税条例の一部を改正する条例)ですが、資料が出ておりますので、それはただいまお手元に配付したとおりです。また、会期中の一般質問において、中田議員から他町を限定した発言がありました。また、庭田議員及び中谷町長より、一法人を限定した発言がありまし

た。いずれも取り消したいという申し出がありましたので、ここでお諮りをいたします。

これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 異議なしと認めます。

したがって、中田議員、庭田議員及び中谷町長からの発言については、先ほどの申し上げました発言については、会議録及びCATVから削除することに決定をしました。

日程第1. 発議第3号

○議長(安永 友行君) 日程第1、発議第3号「テロ等準備罪(共謀罪)法案」の撤回・廃案を 求める意見書(案)の撤回についてを議題とします。

発議第3号「テロ等準備罪(共謀罪)法案」の撤回・廃案を求める意見書(案)の撤回理由の 説明を求めます。8番、藤升議員。

○議員(8番 藤升 正夫君) それでは、ただいま議長からありました事件の撤回ということで、 読み上げて行いたいと思います。

平成29年6月15日。

吉賀町議長安永友行様、吉賀町議会議員藤升正夫。

事件撤回請求書。

6月9日提出した事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

記。

件名。「テロ等準備罪(共謀罪)法案」の撤回・法案を求める意見書(案)。

理由。

参議院本会議において、法務委員会採決を省略するという異例の方法により、強行採決され、 法案が可決されたためであります。

○議長(安永 友行君) お諮りをします。発議第3号「テロ等準備罪(共謀罪)法案」の撤回・ 廃案を求める意見書(案)を撤回することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(安永 友行君) 異議なしと認め、発議第3号「テロ等準備罪(共謀罪)法案」の撤回・ 廃案を求める意見書(案)は撤回を許可することに決定をしました。

日程第2. 議案第38号

○議長(安永 友行君) 日程第2、議案第38号第2次吉賀町まちづくり計画の策定についてを

議題とします。

ここで、執行部よりの訂正の申し出がありましたので、担当課長より詳細説明を求めます。深川企画課長。

〇企画課長(深川 仁志君) おはようございます。企画課深川仁志でございます。

お手数をおかけします。まちづくり計画一部につきまして、訂正をお願いいたしたく説明をい たします。

お手元の本日お配りした資料、横長の平成29年第2回吉賀町定例会、議案第38号第2次吉 賀町まちづくり計画の策定について訂正箇所ということで、資料をお配りしております。

まず、まちづくり計画のほうでございますが、34ページでございます。34ページの中段に、2)助け合いによる地域づくりの推進という項目がございまして、そのポツの一番最後5つ目でございますが、「子どもを犯罪から防ぐ体制の」というくだりがございますが、ここを「子どもを犯罪から守る体制の」という「守る」というのに訂正していただければと思います。

続きまして、46ページでございます。

46ページの下段の表でございますが、ちょっと表現が誤解を招く表現でしたので、病床総数 110床で、うち一般病棟50、うち医療療養型60というふうに訂正をさせていただきたいと 思います。

続きまして、57ページでございます。

1、国民健康保険と後期高齢者医療というところでございますが、その中の現状と課題の中で、保健運営という言葉が最初に出てきます。この保健の字が間違っておりまして、健康保険の保険にしたいと思います。

続きまして、73ページでございます。

現状と課題という欄がございまして、そのくだりの下から3行目右側に、ソーシャルビジネスに、という言葉がございますが、この後に通るという字が2文字入っておりますので、1文字削除していただければと思います。

以上お諮りいたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(安永 友行君) ただいま深川企画課長より訂正箇所についての説明がありましたが、事前に配付した資料もあるわけですので、いちいち私のほうで説明はいたしませんが、この訂正についての質問、質疑があればお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(安永 友行君) よろしいです。

質疑がないようですので、説明のありました箇所について訂正をいたします。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(安永 友行君) それでは、ただいまのまちづくり計画の策定についての訂正箇所については異議なかったということで、このようにいたしますので、よろしくお願いいたします。 なお、本案については、質疑が保留してありますので、これより質疑に移ります。 質疑はありませんか。10番、庭田議員。
- ○議員(10番 庭田 英明君) この第2次まちづくり計画の策定に関してケーブルテレビで、 テロップで住民の方の御意見をお聞きするというテロップが流れていたと思いますけど、どのく らいの件数があったか、お答えをいただきたいと思います。
- 〇議長(安永 友行君) 深川課長。
- 〇企画課長(深川 仁志君)お答えいたします。6項目について意見をいただいております。以上です。
- 〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。
- ○議員(10番 庭田 英明君) 6項目というんがどの分かわかりませんけど、その御意見は策定に反映されたかどうかお聞きします。
- 〇議長(安永 友行君) 深川課長。
- **〇企画課長(深川 仁志君)** いただいた御意見につきましては、計画策定委員会に諮りまして、 計画の中に、既に反映されているものもございますし、修正した箇所もございますが、計画策定 委員会で意見を取りまとめたところでございます。

この結果につきましては、後日まちづくり計画にあわせて、こういう意見をいただきましたということを、また公表させていただきたいと考えております。 以上です。

- 〇議長(安永 友行君) 8番、藤升議員。
- ○議員(8番 藤升 正夫君) 8番、この第2次吉賀町まちづくり計画の92ページに、人権が 尊重されるまちづくりということで、この中に同和問題という言葉が幾つも出てくるわけであり ますけども、以前吉賀町がアンケート等で調査された中でも、ほとんど同和問題というのが、町 内において影響があるものでないということが示されておりました。

真の同和問題の解決のためには、やはりみんな、同和出身の方であろうと、そうでなかろうと、同じようにこの町で生活し、暮らし続けられる、何の差もないというふうに感じている段階で、わざわざこの同和問題と、そういう言葉を入れなければならないという理由について、どのような考えがあったのか、わかる範囲でお願いします。

〇議長(安永 友行君) 深川課長。

〇企画課長(深川 仁志君) 同和問題という言葉につきまして説明させていただきます。

同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向けてというくだりでございますが、昨年、一昨年、平成27年度に策定されました吉賀町教育振興計画におきまして、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向けてというくだりがございますので、それに今回のまちづくり計画をあわせたものでございます。

特段同和問題だけを取り上げてという意図はございません。 以上です。

- ○議長(安永 友行君) ありませんか。3番、三浦議員。
- ○議員(3番 三浦 浩明君) 23ページの土地利用構想ですが、②の土地利用の方向、(2) と(4)について伺います。
 - (2) の農業系地域で、いろいろ今後の担い手不足とか高齢者とか、その辺のあたりの農業関係のことが書いております。これは、もう10年前に、こういうことはわかっていたことなんですが、今そういった現状になっております。

この計画は29年度が今年度からなんですが、これまでこういった対策を立てて実行したとか、 これから今いろいろな事案で考えられていることもそうですが、今年度はどういった形を出して いくかということを、お聞きします。

- 〇議長(安永 友行君) 深川課長。
- **〇企画課長(深川 仁志君)** 土地利用の方向性につきましてお答えいたします。

この計画につきましては、第1次計画から第2次計画に至るときに、評価や住民アンケートにより意見をいただいたところでございます。

農業系地域、商業系地域について課題が変わってない、10年前にわかっていたことではないかということでございますが、残念ながら、10年前にもこのような、同じような目標を立てまして、現段階において、全て解決されてないということで、土地利用の方向は、全計画を踏襲させていただいたところでございます。

個別につきましては、事業課におきまして、それぞれ農業系、商業系といったところを対策を たてておりますので、後ほど後段にあります主要施策等で、いろいろ列記させていただいておる ところでございます。

以上です。

- 〇議長(安永 友行君) 3番、三浦議員。
- ○議員(3番 三浦 浩明君) 具体的なところが出てきませんでしたが、結局農業、商業問題といいますか、人口が、若者がどんどん減っていってます。特に農業、商業にしてもそうですけど、なかなか継承者がいないと、高齢化になって店を閉じる、また農業に関しても、水稲といえば、

なかなかできないので、若者に任す、しかし若者もそれほどいないと、こういった、大げさに言えば、非常事態と、そういったことになっています。

やはり、そこはこの計画、今も10年前からあったわけですから、それだけ行政も動いてないという判断になるかと思います。ただ、それだけで批判するのはだめなので、やはりこういった計画を立てた以上、ただ書きましたよいうだけのことにずるずるになるようなことじゃだめと思いますんで、まず一つ一つ具体的な例を立って、計画性をもって、官民協働でやってほしいと思っておりますが、こういった書いた以上、それに沿って実行していただきたいと思います。以上です。

- ○議長(安永 友行君) ありませんか。ほかに。8番、藤升議員。
- ○議員(8番 藤升 正夫君) 8番。22ページ、交流人口の指標が表としてあがっております。 第1次のまちづくり計画におきましては、例えば、吉賀町スポーツ公園というような名称もあります。

今、吉賀町の場合、真田に整備をしましたサッカーグラウンドがございます。その交流人口というのは、非常に大きいものがありますし、町としても、大きな費用をかけて整備をしたものですので、そういうとこでの評価も含め、こういうとこ指標として捉えないか、その点についてお聞きをします。

- 〇議長(安永 友行君) 深川課長。
- **〇企画課長(深川 仁志君)** 第1次まちづくり計画におきまして、平成16、17、18、19年度に策定された過去3年の数値を計上しております。

第2次計画におきましても、今、過去3年の数値を計画の目標とさせていただきました。この 交流人口につきましては、施設につきましても、第1次計画と対象は変えておりません。今、新 しくいろいろグラウンドゴルフ場や今の真田のサッカーグラウンドの整備いろいろ行っておりま す。

現在、この数字にはあげておりませんが、前期評価を5年後に行う予定になっておりますので、 その中では、そういう施設の人口も3年分出てまいりますので、それをつけ加えて評価していく なりの方法で対応していければと、今考えております。

以上です。

O議長(安永 友行君) ありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第38号第2次吉賀町まちづくり計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第39号

○議長(安永 友行君) 日程第3、議案第39号請負契約の締結ついて(平成29年度吉賀町役場本庁舎改修工事)を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。 10番、 庭田議員。

- ○議員(10番 庭田 英明君) 全協のときの質問で、実績、当町において、この2社の実績があるかないかをお聞きしたところ、ないという御回答でしたけど、入札の条件として実績があるなしは、条件として加えられていなかったのかどうかお聞きします。
- 〇議長(安永 友行君) 赤松総務課長。
- ○総務課長(赤松 寿志君) お答えをいたします。

施工実績につきましては、島根県内の公共工事において、元請けとして平成24年4月以降に 完成した一契約5,000万円以上の管工事の施工実績ということで、入札項目の中でうたって おります。

ですので、吉賀町内ではなく、島根県内ということで、うたわさせていただいております。

- 〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。
- ○議員(10番 庭田 英明君) それと、特殊な工事があったのかという質問に対して、管工事 主体で発注をかけたという説明だったと思いますけど、この工事に関して管工事主体で発注する 必要が、なぜあったのかというのをお聞きします。
- 〇議長(安永 友行君) 赤松総務課長。
- ○総務課長(赤松 寿志君) お答えいたします。

先般もお答えしましたけれども、工事請負時の対象経費の中の大体約3分の2、これが空調の 工事でして、空調工事の場合に一般的に管工事を利用するということで、この管工事ということ で業者選定して発注させていただきました。

○議長(安永 友行君) ほかにありませんか。10番、庭田議員。

- **○議員(10番 庭田 英明君)** そうしますと、この2社が管工事に対しては、結局、応札した せんは別にして、かなりの実績を持っているというふうに理解をしてよろしいんですか。
- 〇議長(安永 友行君) 赤松総務課長。
- ○総務課長(赤松 寿志君) お答えいたします。

具体的に何回というところまで調べておりませんけども、先ほど言いましたように、施工実績を有してないと入札条件の中に該当しませんので、そういった意味では施工実績はあるというふうに理解しております。

- 〇議長(安永 友行君) 4番、桜下議員。
- ○議員(4番 桜下 善博君) 本庁舎、分庁舎も共通なんですが、空調工事が3分の2ということなんですが、この工事期間中の間に、今使われている空調をとめるというようなことは計画されておりますか。
- 〇議長(安永 友行君) 赤松総務課長。
- 〇総務課長(赤松 寿志君) お答えします。

できるだけとめない方向でやるように、今、設計業者のほうも検討しておりまして、ただ、場合によっては部分的に、例えば2階はとめて下は動かすとか、その執務室の工事の中で、1階でも部分的にどっかの部署はとまるとか、そういったことはあり得るというふうに考えております。

- 〇議長(安永 友行君) 4番、桜下議員。
- ○議員(4番 桜下 善博君) 関連なんですが、もし、完全空調をとめる場合は、やはりいろんな方が本庁舎、分庁舎に訪れますので、事前に何月何日については、空調はとめるということを、やっぱり町民の皆様に、事前にお知らせすることが必要と思いますが。
- 〇議長(安永 友行君) 赤松総務課長。
- ○総務課長(赤松 寿志君) お答えいたします。

お知らせもなんですけど、多分そうなってくると執務自体もそこでできないこともあるんじゃないかと思います。そうすると、今例えば、税務住民課のところを工事する場合には、税務住民課をどっかに動かすような、そういったことも検討しなきゃいけないと思いますので、そういったところの周知を図っていかないといけないというふうに思います。

○議長(安永 友行君) ほかにありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。 これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第39号請負契約の締結ついて(平成29年度吉賀町役場本庁舎改修工事)を 採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(安永 友行君) 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第40号

○議長(安永 友行君) 日程第4、議案第40号請負契約の締結ついて(平成29年度吉賀町役場分庁舎改修工事)を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第40号請負契約の締結ついて(平成29年度吉賀町役場分庁舎改修工事)を 採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第41号

○議長(安永 友行君) 日程第5、議案第41号吉賀町健康づくり推進協議会条例の制定についてを議題とします。

本案については初日の質疑に対する答弁残りがありましたので、これを行います。永田保健福祉課長。

〇保健福祉課長(永田 英樹君) おはようございます。保健福祉課の永田でございます。

6月9日の三浦議員の質問に対して答弁がまだ行っておりませんでしたので、答弁させていた だきたいと思います。

健康づくり推進協議会の会議の活動状況ということでございます。

まず、本体の部分の健康づくり推進協議会のほうは、年2回の開催を予定をしております。主なものといたしましては、ことし策定をいたします第2期のいきいき21健康づくり計画の策定が中心となるということでございます。

それから、健康づくり推進協議会に専門部会を設けることができるということがございますので、こちらのほうにつきましては、食生活、歯科保健部会のほうで、食育フェアを年2回開催をする予定となっております。

また、公民館や自治会等の連携による料理教室や健康講座等を、年一、二回程度開催をさせていただくという計画でございます。

酒・たばこ・心の健康部会につきましては、世界禁煙デーにあわせました、街頭キャンペーンを年1回と事業所を対象としましたメンタルヘルスチェックの実施を年1回、それから学校等々と連携をいたしました、薬物乱用防止教育や禁煙教育等々を年1回開催をさせていただく予定としております。

それから、運動生きがい部会につきましては、ウォーキング大会を春と秋の年2回、それと公 民館や自治会等と連携をいたしまして、さまざまな軽スポーツや百歳体操等の普及活動を、随時 開催をしていく予定としております。

そういった事業を実施していく上で、専門部会といたしましては、年に2回程度開催をさせて いただく予定としております。

以上でございます。

○議長(安永 友行君) 以上で答弁残りについては終わりますが、本案についても質疑が保留してありますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第41号吉賀町健康づくり推進協議会条例の制定についてを採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第42号

〇議長(安永 友行君) 日程第6、議案第42号吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例 についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第6、議案第42号吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第43号

○議長(安永 友行君) 日程第7、議案第43号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第43号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第44号

○議長(安永 友行君) 日程第8、議案第44号吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例に ついてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。 2番、 大多和議員。

○議員(2番 大多和安一君) この条例は、一般質問でもしましたが、旧備中屋の跡を町営駐車場とするというもんですが、実は、町民の中で、あそこを整備がきれいにされとるために、本当に停めてええんじゃろうかというような質問がありました。

ということで、安心して停めてもらうように、何かその辺の方策をお願いしたいと思いますが、 いかがでしょうか。

- 〇議長(安永 友行君) 赤松総務課長。
- 〇総務課長(赤松 寿志君) お答えします。

完成しましたということを、やはりお伝えしないといけないと思いますので、広報かなんかで その辺のところ掲載しながら、そこは使えますよと、一般の方は使えますということで、周知を させていただきたいというふうに思います。

車庫がわりに使っていただくのは想定してませんので、その辺ところは注意しないといけない と思いますけども、停めていただく分には結構、どなたが停めていただいても結構ですので、そ の辺のところは周知を図っていきたいというふうに思います。

〇議長(安永 友行君) ほかにありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。 これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第8、議案第44号吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてを採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第45号

○議長(安永 友行君) 日程第9、議案第45号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第45号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを 採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第46号

○議長(安永 友行君) 日程第10、議案第46号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会 計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。5番、 中田議員。

- ○議員(5番 中田 元君) これは補正予算、直接に関係はしておりませんが、よろしいでしょうか。
- 〇議長(安永 友行君) 関連で。
- 〇議員(5番 中田 元君) はい、関連で。
- ○議長(安永 友行君) 広げないでお願いします。

○議員(5番 中田 元君) 参考資料の63ページなんですが、吉賀町国保の医療費の動向というところで、先般、町長も言われておりましたけれども、27年度より28年度のほうが、かなり医療費が下がっておると、職員の努力ということで、賛辞を送っておられました。

そういった中で、先般もありましたが、64ページのほうに保健事業についてということで、 特定健診あるいは保健指導というところで、私のとこに昨年も来ましたけれども、人間ドック等 についてひょっとしたら、これ抽せんになるかもしれないよというようなところが来ております。 ここに数字が出ておりますけれども、昨年、ことしと人間ドック、できれば全員が受けられる ような体制づくりにしていただきたいんですが、どのぐらいの方が申し込んでも受診できないか というような、もし数値がわかれば、報告していただきたいと思いますが。

- 〇議長(安永 友行君) 永田保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(永田 英樹君) お答えいたします。

現在、人間ドックの国保の枠といたしましては、85人分の予算措置を行っております。昨年の実績といたしましては、76人の方が受けておられるんですけれども、実際の申し込みについては89人の方からの申し込みがございました。

それで、4名の方については、抽せんの結果、今回は受診していただくことができませんという文書による通知とあわせて別に集団健診、特定健診でありますとか、集団での各種がん検診がございますのでという御案内をさせていただいて、そちらのほうに受診をしていただいたという状況でございます。

ただ、一応定員としては、いっぱいになったんですけれども、その後、いろいろ御都合でキャンセルした方が出られたので、最終的な実績については、76人になったという状況でございます。

- 〇議長(安永 友行君) 5番、中田議員。
- ○議員(5番 中田 元君) 今定員が85人ということでございますが、抽せんとかならないように、できるだけ枠をふやしていただいて、全員が人間ドック等で受けられる体制づくりというのを今後やっていただけたら、ますます今の医療費の減額というようなことに貢献するんじゃなかろうかと思いますので、ぜひ御努力のほうお願いしたいと思います。
- ○議長(安永 友行君) 以上、要望です。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。 これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第10、議案第46号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第47号

○議長(安永 友行君) 日程第11、議案第47号平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業 特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第11、議案第47号平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第12. 議案第48号

○議長(安永 友行君) 日程第12、議案第48号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補 正予算(第1号)を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第48号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採 決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

O議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで休憩とします。 10 分間。

午前9時50分休憩

午前10時01分再開

○議長(安永 友行君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

· ______ • _____

日程第13. 議案第49号

○議長(安永 友行君) 日程第13、議案第49号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計 補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第49号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)を 採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第50号

○議長(安永 友行君) 日程第14、議案第50号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正 予算(第1号)を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(安永 友行君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第14、議案第50号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

 \mathcal{L} \mathcal{L}

日程第15. 議案第51号

○議長(安永 友行君) 日程第15、議案第51号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会 計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第15、議案第51号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第52号

〇議長(安永 友行君)日程第16、議案第52号平成29年度吉賀町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。4番、 桜下議員。

○議員(4番 桜下 善博君) 17ページの、また再三で申しわけありませんが、橋梁維持管理費の具体的に馬橋の補修、調査、設計費があがっておりまして、初日にも質問させていただきましたが、そのときは、かけかえのことについては、全く視野に入ってないということで、町道から国道に、かかっている橋なんで、なかなか町独自の事業としてもできないし、なかなか難しい問題があるというふうな課長の答弁でありましたが、昨年、馬橋の六日市側に新しい橋がかかりましたが、地元の方は本当に、あの橋を架け替えるんだったら、馬橋を架け替えてほしいという意見が多くありました。

それならば、請願とか陳情すればいいようなもんですが、沢田の方には言うてもだめだからという、あるいは井手の関係があって、何かかけかえができなんじゃないかというふうな、そういう諦めな意見が圧倒的な意見であります。

昨日も言いましたが、事故も多いし、あきらかに一級河川にかかっている橋では、あの馬橋は本当に老朽化をして、どう見ても、小さい補修をするようであれば、架け替えをするのが当然であろうかというふうに誰もが思っていると思いますが、なぜ架け替えが、協議すらできないのか、そこを詳しくお聞きします。

- 〇議長(安永 友行君) 中谷町長。
- **〇町長(中谷 勝君)** 馬橋につきましては、議員おっしゃいましたように、私が子どものころ にかけられた橋でございますので、大変老朽化しております。

そうした中で、役場の前の橋も古いわけでございますけれど、役場の橋でさえ、水面からのハイウォーターという確保しなきゃならない部分が、これでも架け替えれば高くしなきゃならない。ましてや、馬橋であれば、沢田側は高くはできると思うんですけど、国道沿いを高くしたら、国道につなぐことができんということもありますので、難しいだろうというようなことをお答えしているわけでございますけれど。

今回調査費をお認めいただきましたら、そういった面も、どういったものをクリアすれば、ど

ういったものが障害になるのか、どういったことをクリアすれば、架け替えが可能なのかというようなことも調査はしてみようと思いますので、その点は御理解いただけたらというふうに思います。

- O議長(安永 友行君) 4番、桜下議員。
- ○議員(4番 桜下 善博君) よくわかりました。

国道から入るとこが、橋の老朽化云々にかかわらず、大変危険なので事故も再発しております。 その点も含んで、事故防止からも、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお 願いいたします。

- 〇議長(安永 友行君) 5番、中田議員。
- ○議員(5番 中田 元君) 関連でございますけれども、一般会計、馬橋ばっかりの質問になりますけど、今、桜下議員が言われたように、大変国道側が狭いんですが、かけかえ等は差し向きできんのであれば、これは私の考えですけど、国道側を2メートルでも、河川の工事のような形で道路を広げていただいたら、アールがようけとれて、入るのがみやすくなるんじゃないかと思いますが、そういうことも、今のぜひ、補修工事費というのが入っとりますので、それができれば、県との話し合いもあるかと思いますが、国道を広げて右折車線、下から来たとき。

それから、橋から出る時も左折する場合には、反対車線おるときも、軽トラックで、私が出入りするのに出にくい、とまっているような状況ですので、ぜひとも仮工事でも何でもいいんですが、あそこ国道のほうを広げる、橋のアールを余計とるというようなことも、できれば、していただいたらと思います。

- 〇議長(安永 友行君) 早川課長。
- **〇建設水道課長(早川 貢一君)** ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

確かに、議員がおっしゃいますとおりに、非常に出入りが厳しいところでございます。橋梁の 接続がすぐに国道ということでございまして、構造的にも非常に難しいところでございます。

議員が今おっしゃいましたように、拡幅をするということになりますと、橋の部分についても、触っていかなきゃならんというところもあります。簡単に道を広げるということでクリアできるのか、どうなのかという問題もありますし、それから、今、町長が申しましたとおり、河積の問題がございます。ハイウォーターと同じように、今の馬橋の河川の、いえば断面でございますが、断面が通水しなければならないという水量が決まっております。その水量を道路拡幅することによって侵してしまうということになりますと、これも土木のほうから許可が出ません。

それから付加車線ということになります。つまりは拡幅して出入りをスムーズにするということは、付加車線をつけるということになりますけれども、付加車線につきましては、土木の協議 も必要ですけれども、公安委員会との協議も必要になってくる場合もございます。そういったと ころも関係機関が非常に多うなりますので、そういったところも検討はしていくという方向では、 前向に検討していきたいとは思っていますけども、非常にあの河積自体、断面が小そうございま す。

今後どうなるかということには、非常に不確かなところがありますけれども、土木の考えとすれば、高津川というところも視野を広げて検討していきたいというところもございますので、そういったところも含めまして、土木さんとも、協議はいい方向がないかというのは、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(安永 友行君) ありませんか。3番、三浦議員。
- ○議員(3番 三浦 浩明君) 19ページの右下で、文化財保護費、修繕料で、これ旧道面家、国の重要文化財になっていますが、以前も30万円ぐらい修繕費が出ていました。このたびが、屋敷トイレ前目隠し修繕ということなんですが、少しずつ修繕することはいいいんかもしれないですが、違った意味で、ここは重要文化財なんで、やっぱりそれなりの位置づけが必要じゃないかと思っております。

何十年も結局この建物当然保護されているから、存在するわけですが、ああいった田舎でも県 外から観光に来られる方もおられるそうです。

しかしながら、駐車場がありませんので、なかなかその前の道路も道が狭くて停めるとこもないと、観光の面からいいますと、体をなしていないということが言えると思うんですけど、こういった修繕は当然わかるんですけど、やはり、重要文化財なんで、もう少し目をほかのほうといいますか、駐車場等々、それなりの敷地もありますし、町民の方も使っていいよという話もありますんで、そういったお考えは今後ないでしょうか。

- 〇議長(安永 友行君) 光長教育次長。
- **〇教育次長(光長 勉君)** 文化財保護費の修繕料を今回計上させていただいております。

道面家住宅でございますけれども、これにつきましては、文化財でございます。それで、本体 の道面家住宅を修繕等する場合には、協議も当然必要になってきます。

それで、今回もトイレの関係でございますので、トイレの目隠し部分が壊れておりますので、 これを修繕するものです。

先ほどの御質問につきましては、道面家住宅をもっと広い目で見てというところで、観光の施設であったりというような視点での御質問でございますが、おっしゃられるように、周辺につきましては、大変町道も狭うございますし、車の停めるスペースもないという状況はわかっておるところでございますけれども、今後、以前も、御質問でお答えしたことはあろかと思いますけれども、そこを観光地として、総合的に整備しようというような方向性が出てくれば、そういう駐車場なり、道路なりのことも検討していこうというふうには思いますけども、現時点で具体的な

ものは持ち合わせてないというところでございます。

答えになったか、ならんかわかりませんけども、以上です。

- 〇議長(安永 友行君) 3番、三浦議員。
- ○議員(3番 三浦 浩明君) ここは重要文化財ですけど、誰が見ても観光地です。やっぱりそういった目で見ていただいて、観光客が来ても車でも5台や10台ぐらい停めれるようなのを、 隣接した土地もありますんで、ぜひそういった考えを持って、こういった重要文化財を生かしていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(安永 友行君) 光長次長。
- **〇教育次長(光長 勉君)** 観光的な面で考えると、教育委員会だけということにもなりません ので、また、そういった総合的に、担当します課とも協議をしてまいりたいというふうには思います。
- 〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。
- 〇議長(安永 友行君) 赤松総務課長。
- ○総務課長(赤松 寿志君) お答えいたします。

臨時職員についても同様なんですけども、一応内部の規定とすれば、年齢の上限65歳というのがございますけども、その他については個別になると思うんですが、一応4月から3月で雇用契約をします。その延長については、その際に延長の条件を幾つかつけます。それは職場によっても違うんですけども、一般的にその事業があるないもあるでしょうし、予算的なものもあるでしょうし、そういった条件をつけて、雇用の延長について年度末に判断するということで、年度当初からそのことで条件を付して雇用しているというのが実態でございます。

あとは、再雇用はその職場、職場で必要であれば延長する場合もあるでしょうし、もう事業自体が縮小とかいうことであれば、そこで延長がない場合もありますし、そこは職場ごとの判断ということになろうと思います。

〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。

- ○議員(10番 庭田 英明君) 先般、教育委員会からの説明では、確か24年度からの記録は残っているということでしたけど、その中の説明で、いろいろ年によって試験の内容が変わとったりした説明があったと思います。やはり年ごとに変わるんじゃなくて、きちっとした規約の中でやっていかないと、こういうことになると思うんですけど、総務課のほうで担当されとる今の臨時なり、嘱託の雇用の更新なりというのは、きちっと規約どおりに、今までずっとやられてこられたのかどうかということを、お聞きしておきたいと思います。
- 〇議長(安永 友行君) 赤松総務課長。
- ○総務課長(赤松 寿志君) お答えいたします。

総務課でいうと、最近では運転手さんが該当すると思うんですけども、それから今回から柿木 庁舎の用務員等も入りましたけれども、基本的には同じ方にやっていただきたいというのが、私 どもの、65歳までは、そういう思いを持っておりますので、例えば1年間の雇用間に何か大き な事故とか、本人の過失とか、そういったことがない限りは、できれば継続して勤めていただき たいといいうふうに、私どものところではそういうふうに考えております。

- ○議長(安永 友行君) ほかにありませんか。1番、桑原議員。
- ○議員(1番 桑原 三平君) 15ページの農林水産業費、林業費、林業総務費の中で人件費が 削減されているということは、1名削減されたということなんですが、その次に林道費で人件費 があがってきております。こうして見ますと、林業担当という職員のただ1名が異動したのか、 それが初めから、当初予算からは1名減したのか、その辺詳細がわかりませんので、詳細説明を お願いします。
- 〇議長(安永 友行君) 赤松総務課長。
- ○総務課長(赤松 寿志君) お答えいたします。

この点につきましては、本来ですと、当初予算で林道費のほうに職員の人件費を計上しなきゃいけなかったんですけども、その辺のところが、林業総務費の中に林道費分の人件費が含まれておりましたので、今回はその分を林道費に移すのも、全部じゃないんですけども、そういった分が入っておりますので、その職員1名分を科目が誤っておったということが要因にあげられます。

- **〇議長(安永 友行君)** 1番、桑原議員。
- ○議員(1番 桑原 三平君) そうしますと、この林道費の中には、一応建設的な部分もあるんじゃないかと思いますが、それは建設課との兼ね合いもあると思うんですが、その辺はいかがですか。
- 〇議長(安永 友行君) 赤松総務課長。
- 〇総務課長(赤松 寿志君) お答えします。

林道費で大きなハード事業は今ないと思いますので、維持管理のほうの関係になろうかと思い

ますけども、その辺はどこの科目に、どの職員を充てるかというのは、担当の部署と相談しながら、特別会計もそうなんですけども、そういったとこも含めて、これで言いますと、建設課と協議をしながら、どの職員をどこの費目に充てると、どこの費目に、何名ですね、そういったとこも含めて原課と協議をしながら、人件費を計上しておるところでございます。

- 〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。
- ○議員(10番 庭田 英明君) 2点お聞きします。まず第1に、006の財源の有効活用の件ですけど、資料のほうでこれゆ・ら・らのほうの、要するに禁煙に関する修繕の費用が出ています。

指定管理されとる施設はたくさんあるわけですけど、これから禁煙、分煙を進めていく上で、 ほかの施設の修繕といいますか、改修をどのように考えておられるのかということと、005の 地域おこし協力隊事業ですけど……

- ○議長(安永 友行君) 庭田議員、ページがわかれば。
- ○議員(10番 庭田 英明君) 11ページです。済いません。両方とも11ページです。 11ページの005地域おこし協力隊事業費が出てますけど、この方のせめて経歴ぐらいは公 表できないかということをお聞きしたいと思います。
- 〇議長(安永 友行君) 深川企画課長。
- **○企画課長(深川 仁志君)** 私のほうから、ゆ・ら・らの修繕について経過をお答えさせていた だきます。

今回ゆ・ら・らの修繕費としまして、畳の表がえを計上したものでございます。

全般的にいろいろ禁煙が叫ばれる中、今回ゆ・ら・らの施設におきまして、もともとは畳がちょっと悪いので、財源の有効活用を利用してかえようということになりました。

それにあわせて、従来から禁煙室の増加の要望が出ておりましたので、畳をかえるんであれば 禁煙もあわせて行おうという協議に指定管理者となりまして、今回禁煙の対策をしようというと ころでございます。

本当、今回の例は個別の判断ということになっております。以上です。

- 〇議長(安永 友行君) 赤松総務課長。
- ○総務課長(赤松 寿志君) 協力隊の件についてお答えいたします。

協力隊の制度につきましては、都市部の方をこちら地方に来ていただくということなんですが、 原則が公募になっておりますので、今から公募をかけますので、経歴とかというのは、今からの ことになろうかと思います。

〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。

○議員(10番 庭田 英明君) 済みません、先走った質問をして申しわけないと思いますけど、 今のゆ・ら・らの件ですけど、管理者からの要望だということですけど、そうしますと、管理者 がこういう要望をすれば通ると理解してよろしいんですか。

それが、今、健康づくりいろいろなこととリンクしますので、先般も、集会所の禁煙を、自治会長のほうで先導してほしいというような案内が来ましたけど、その辺のとこでやるんでしたら、公平感を持ってやるべきだと思って質問をしておりますので、御回答をお願いします。

- 〇議長(安永 友行君) 深川課長。
- **○企画課長(深川 仁志君)** お答えいたします。

ゆ・ら・らの畳がえにつきましては、指定管理者との協議により、今回畳をかえるのにあわせ て禁煙室にしようというものでございます。

特段、今、公平感ということが出ましたが、ゆ・ら・らだけこうしたということは、今、考え ておりません。

それと、先ほど自治会長のほうへということでございました、集会所や自治会館のことでございますが、今確認しましたら、保健福祉課のほうから、健康面で、施設の禁煙宣言をしていただけないかということをお願いしているというところでございます。

以上です。

- 〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。
- ○議員(10番 庭田 英明君) 特別にゆ・ら・らに肩入れをしているとか、そういう問題ではありませんで、指定管理者のほうから要望があったから、こうしたというお答えでしたので、そうすると、指定管理者から、ほかの指定管理者からですよ、こういう要望があった場合は、どのように考えとるんかということをお聞きしたわけです。
- 〇議長(安永 友行君) 深川課長。
- **○企画課長(深川 仁志君)** わかりました。必要に応じて協議をして対応をしているところでございます。

以上です。

- 〇議長(安永 友行君) 10番、庭田議員。
- ○議員(10番 庭田 英明君) 実際、必要に応じてというのは、極めて曖昧な言葉であって、 やるんか、やらんのかで答えていただきたいと思うんですけど、なぜ、こういう質問するかと言 いますと、世界として禁煙、分煙ということは一つの流れになっとるわけであります。

そうして、まちづくりにも書いてありますけど、やはり健康づくりというのは、一つの柱にし とるわけですので、その辺のとこで、むしろ要望があったからするというんではなくて、行政が 主導してやるべきじゃないかと思って、ここにぽつっとゆ・ら・らのことが出てますので、どう 考えるとんかというお考えをお聞きしとるわけであります。

- 〇議長(安永 友行君) 永田保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(永田 英樹君) お答えをいたします。

全世界的に今禁煙を進めていこうといったところで、健康増進法等々に基づいて、公共施設等々については、そういった禁煙を行うように努めなければという形で規定がされております。

そういった法の趣旨に基づいて、町といたしましても、今後町民の皆様の健康づくりであったり、医療費の抑制といったようなところから、禁煙については進めていきたいというふうに考えております。

ただ、集会所あるいは自治会館等々については、地域の皆様方が利用される施設でございますんで、一律にこちらのほうから、いつから禁煙にしてくださいというような形よりも、今、お願い申し上げているのは、それぞれの地域の中で協議をしていただいて、地域の皆様方にこの施設については、どのような、禁煙にするのか、あるいは建物内は禁煙にするのか、敷地内を禁煙にするのか、というようなところを協議をお願いしておりまして、それで地域内でその辺の意思統一が図られましたら、町のほうに申し出ていただければ、禁煙施設という形での登録をさせていただくという形で、今、進めさせていただいているところです。

- 〇議長(安永 友行君) 4番、桜下議員。
- ○議員(4番 桜下 善博君) 18ページの006の消防関係なんですが、以前、5番議員も質問したことがありますが、今回も立河内の消防関連施設の工事費なんですが、改めてお聞きしますが、今、圃場整備の関連があると思いますが、立河内地区の集会所と消防車庫ですか、それの現時点での完成の予定日はいつでしょうか。

前、5番議員が聞いたかもしれませんが、再三、立河内、立河内という言葉が出ておりますので、改めてお聞きします。

- 〇議長(安永 友行君) 深川課長。
- **○企画課長(深川 仁志君)** 大変申しわけございません、今関係書類を持ち合わせていませんので、確認させていただければと思います。
- ○議長(安永 友行君) ほかの質問あります。今、すぐないようだから、ちょっと休憩します。 10分間。

午前10時36分休憩

午前10時47分再開

○議長(安永 友行君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの4番議員の質問に対する答弁残りがありますので、まず最初に、深川課長のほうから

それを行っていただきます。深川企画課長。

○企画課長(深川 仁志君) 先ほど質問にありました集会所の移転工事について大変御迷惑をお かけいたしました。資料を手元に用意しましたので、説明させていただきます。

立河内地区集会所新築工事としまして、6月6日に入札公告を行っております。この際、工期 につきましては、平成30年2月28日までとしております。これは、集会所の新築及び消防車 庫の新築をあわせて発注したものでございます。

以上です。
○議長(安永 友行君) □□□□□□
○教育長(青木 一富君) □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
○議長(安永 友行君) □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
O議員(10番 庭田 英明君) □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
O議長(安永 友行君) □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
O議員(10番 庭田 英明君) □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
O議長(安永 友行君) □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
憩します。
午前10時51分休憩
午前11時17分再開

○議長(安永 友行君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑続行中でありますが、その前に、先ほどの10番議員の発言に対しての、また教育長の発 言に関し、両者協議の上、削除に至った部分がありますので、お諮りをします。

10番議員、庭田議員の裁判に関する発言の一部に対し、青木教育長のほうからそれに関する

発言があったわけですが、庭田議員の裁判に関する発言の一部と青木教育長のそれに関する先ほどの発言全てを削除したいと思います。

10番議員と教育長協議の上、了解をいただきましたので、お諮りをいたします。削除することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 異議なしということで、ただいま述べました、10番議員の発言並びに 青木教育長の発言の一部及び全てを削除することに決定をいたしました。よろしくお願いします。 それでは、質疑を続行いたします。29年度の吉賀町一般会計補正予算の質疑続行中です。質 疑はありませんか。ありませんか。質疑がないようですが、よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(安永 友行君) それでは質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第16、議案第52号平成29年度吉賀町一般会計補正予算(第1号)を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 発議第4号

○議長(安永 友行君) 日程第17、発議第4号国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)の軽減制度創設を求める意見書(案)を議題とします。

本案については、総務常任委員会に付託しております。総務常任委員会の報告を求めます。 2番、大多和議員。

○総務常任委員長(大多和安一君) 総務常任委員会の報告をいたします。

お手元にお配りしております、委員会審査報告書を読み上げて報告いたします。

平成29年6月16日。

吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長大多和安一。

委員会審查報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規

定により報告します。

記。

- 1、事件の番号、発議第4号。件名、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)の軽減 制度創設を求める意見書(案)。
 - 2、審查年月日、平成29年6月15日。
 - 3、審査結果、可決。全員賛成です。

なお、原案では最後のところで、以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する、と ありましたが、本文との末尾の文体を整えるため、以上、地方自治法99条の規定により意見書 を提出します、ということに変更して可決いたしました。

以上です。

○議長(安永 友行君) 以上で、大多和総務常任委員長の報告は終わり、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第17、発議第4号国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)の軽減制度創設を求める意見書(案)を採決します。

なお、先ほど委員長報告にありました文言の修正については、軽微の修正であり、原案とみなします。

この採決は挙手によって行います。

この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに を とに 対の方の 挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(安永 友行君) 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 請願第1号

○議長(安永 友行君) 日程第18、請願第1号朝倉公民館の新築に関する陳情及び町議会採択 の執行についての請願書を議題とします。 本案についても、総務常任委員会の報告を求めます。2番、大多和総務常任委員長。

○総務常任委員長(大多和安一君) 総務常任委員会に付託された請願の審査報告をいたします。 お手元にお配りしております、請願陳情等審査結果を1枚おめくりください。読み上げて報告

にかえます。

平成29年6月16日。

吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長大多和安一。

請願審查報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規 定により報告いたします。

記。

- 1、受理番号。第4号、請願第1号。件名、朝倉公民館の新築に関する陳情及び町議会採択の執行についての請願書。
 - 2、審查年月日、平成29年6月15日。
 - 3、審査結果、採択。全員賛成と決した。
 - 4、意見。

建設にあたっては、地域の意見を十分反映させ、スピード感を持って対応すること。

以上です。

○議長(安永 友行君) 以上で、委員長の報告は終わりました。委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(安永 友行君) 質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、請願第1号朝倉公民館の新築に関する陳情及び町議会採択の執行についての請願書を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに 替成の方の挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は採択とすることに決定しました。

日程第19. 請願第2号

○議長(安永 友行君) 日程第19、請願第2号森林環境税(仮称)の早期創設の実現についての請願書を議題とします。

本案についても、総務常任委員会の報告を求めます。2番、大多和総務常任委員長。

○総務常任委員長(大多和安一君) 同じく、お手元に配布しております報告書を読み上げて報告にかえます。

平成29年6月16日。

吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長大多和安一。

請願審查報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規 定により報告いたします。

記。

- 1、受理番号第33号、請願第2号。件名、森林環境税(仮称)の早期創設の実現についての請願書。
 - 2、審查年月日、平成29年6月15日。
 - 3、審査結果、採択。全員賛成と決しました。

以上です。

○議長(安永 友行君) 以上で、総務常任委員長の報告は終わりましたが、委員長に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- O議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。
 - これより討論を行います。反対討論はありませんか。8番、藤升議員。
- ○議員(8番 藤升 正夫君) それでは、ただいま議案となっております請願第2号森林環境税 (仮称)の早期創設の実現についての請願書に対する反対の討論を行います。

まず、島根県におきまして、独自にこの森林関係の税金として、水と緑の森づくり税を平成 17年度から実施をし、31年度まで延長をされております。

税額が個人の場合、県民税の均等割を納付する人に500円を加算して徴収しております。法人の場合は、均等割額の5%相当額でありますが、例えば、資本金が1,000万円以下の法人は均等割額が2万円ということですので、これに1,000円を加算し徴収がされ、総額2億円を超えるものが徴収されておりますが、このうちの2億円を基金として積み立て、水と緑の森づ

くり税を原資として実施をしております、水と緑の森づくり事業に使っております。

全国知事会は、平成29年度与党税制改正大綱について意見を出しております、資料も添付されていたと思いますが、この中で、これまで、森林整備等に都道府県が積極的にかかわってきていることについての対応、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税との関係については示されてはおらず、また、税収を全額地方税財源とすること等の具体の制度設計についても触れられていないということが言われております。

さらに、今、均等割を徴収される人たちに対しましては、東日本大震災の復興にかかる必要な 財源の確保にかかる地方税の臨時特例という形で、県民税、それから町民税ともに均等割に 500円をプラスして徴収をされております。

本来、もともと町民税と県民税を合わせて均等割が4,000円であるところが、現在でも5,500円の徴収がされるということで、この分には減額免除というような制度も設けられていない。

さらに、これに上乗せされるかどうかは、この請願につきましては、具体的に示すことなく提案を請願として出されておりますので、森林の環境を整備することということについては、非常に重要なことでありますので、大切ではありますが、例えば地方交付税の都道府県分の算定経費の単位費用で見ますと、産業経済費、林野行政費の公有以外の林野の面積1~クタール当たり5,000円というものは、算定の単位費用としてあがっております。

県の民有林のおおよその面積が約50万ヘクタールでございますから、いろんな係数等があるので、そのままの数字ではありませんが、20億円前後というものはその形としてあります。

これらのことから考えまして、特に所得の少ない方に対して、また負担をかけるというのは、 少し安易な考えではなかろうかというふうに考えております。

そのかわりに、今の地球温暖化対策税というものがございますが、これにつきましては、農業 関係の今、免税基準等もありますが、こういうものに対しての免税とか還付の措置等もあります が、こういうものへの付加をして、その中の使用目的の中に、今の森林環境整備というものを入 れるなどの対策をとるのがよいというふうに考え、この請願への反対討論といたします。

○議長(安永 友行君) 続いて賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。10番、庭田議員。
- ○議員(10番 庭田 英明君) 本請願につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。 ただいま反対討論がありましたけど、当町は94%が山林であります。しかも、今、地球温暖

化が叫ばれていまして、山の手入れというのは、温暖化に加えて災害の防止、いろんな面で重要なこととなっております。

私たちが打ち出の小づちを持っているわけではありません。山をきちっと管理して、それを生かして雇用を生んでいく、そのためにはやはり財源が必要なわけであります。

ただ、無責任に増税の反対を叫ぶのは、簡単なことでありますが、その税を使って、いかにして我々がこの山村で生きていくかという重要な税になると思っております。

今、37都道府県が、先ほどありましたように、島根県での500円の森林税を徴収しています。これは人口に係るものでありまして、山林が多い都道府県ほど人口が少ない、しかも、人口が少ないことによりまして、使えるお金も少なくなるという関係があります。

このたび請願で出されたものは、各都道府県市町村の民有地の森林の面積よって配分されるものでありますので、島根県にしても、当町にいたしましても、非常に利用価値がある税だと思っております。

いずれにいたしましても、物事を動かしていくための原資をどうやって生んでいくか、そのことをきちっと踏まえて物事を進めないと、ただ理想で物事を言ったところで、お金がなければ、山の開発もさまざまな事業もできないわけですので、こういう国民の皆さんに御負担はいただくわけですけど、ぜひ30年から、できたら、この税を導入して地方が山を活用できる、そういう財源にできたらと思って、賛成の討論といたします。

以上です。

〇議長(安永 友行君) 反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第19、請願第2号森林環境税(仮称)の早期創設の実現についての請願書を採決します。 この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(安永 友行君) 賛成多数です。したがって、本案は採択とすることに決定しました。

日程第20. 陳情第1号

○議長(安永 友行君) 日程第20、陳情第1号町道栗木谷線の改良に関する陳情についてを議

題とします。

本案については、経済常任委員会の報告を求めます。5番、中田経済常任委員長。

〇経済常任委員長(中田 元君) それでは、経済委員会のほうから報告いたします。

お手元に配付してある書類のほう読み上げていきたいと思います。

平成29年6月16日。

吉賀町議会議長安永友行様、経済常任委員会委員長中田元。

陳情審查報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規 定により報告いたします。

記。

- 1、受理番号第9号、陳情第1号。件名、町道栗木谷線の改良に関する陳情について。
- 2、審查年月日、平成29年6月14日。
- 3、審査結果、採択。賛成多数と決した。
- 4、意見。

町道栗木谷線のみならず、救急車両等の進入が困難な町道等については、調査、改良が望まれる。

以上です。

○議長(安永 友行君) 以上で、委員長の報告が終わりました。これより、委員長に対しての質 疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第20、陳情第1号町道栗木谷線の改良に関する陳情についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

〇議長(安永 友行君) 全員賛成です。したがって、本案は採択とすることに決定しました。

日程第21. 要望第1号

○議長(安永 友行君) 日程第21、要望第1号平栃の滝遊歩道の新設についての要望書を議題 とします。

本案について、経済常任委員会の報告を求めます。5番、中田経済常任委員長。

〇経済常任委員長(中田 元君) 2つ目の審査報告を行います。

お手元の文書を見てください。

平成29年6月16日。

吉賀町議会議長安永友行様、経済常任委員会委員長中田元。

要望審查報告書。

本委員会に付託された要望を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規 定により報告いたします。

記。

- 1、受理番号第7号、要望第1号。件名、平栃の滝遊歩道の新設についての要望書。
- 2、審查年月日、平成29年6月14日。
- 3、審査結果、採択。賛成多数と決した。
- 4、意見。

遊歩道の別ルート新設にあたっては、既設ルートとの事業費を比較検討し、安全性を最優先して実施すること。

以上です。

○議長(安永 友行君) 以上で、委員会の報告は終わります。委員長に対しての質疑を許します。 質疑はありませんか。ありません。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第21、要望第1号平栃の滝遊歩道の新設についての要望書を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この要望に対する委員長の報告は採択です。この要望は委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(安永 友行君) 賛成多数です。したがって、本案は採択とすることに決定しました。

日程第22. 閉会中の継続調査について

○議長(安永 友行君) 日程第22、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(安永 友行君) 異議なしと認め、よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

日程第23. 議員派遣の件について

○議長(安永 友行君) 日程第23、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、2件の研修会へ議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 異議なしと認め、よってお手元に配付したとおり議員派遣をすることに 決定をしました。

ここで、お諮りをします。発委1件が提出されていますので、これを日程に追加し、追加日程 として議題といたしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 異議なしと認め、発委1件を日程に追加し、追加日程として議題とする ことに決定しました。

ここで文書を配付しますので、しばらくお待ちください。

追加日程第1. 発委第1号

○議長(安永 友行君) それでは、追加日程第1、発委第1号森林環境税(仮称)の早期創設の 実現を求める意見書(案)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。2番、大多和総務常任委員長。

〇総務常任委員長(大多和安一君) 総務常任委員会から発議いたしましたので、お手元に配付し

た文書を読んで提案にかえます。

発委第1号、平成29年6月16日。

吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会総務常任委員会委員長大多和安一。

森林環境税(仮称)の早期創設の実現を求める意見書(案)について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由、地方が行う森林整備の長期的、安定的な財源の確保のため。裏をめくってください。 森林環境税(仮称)の早期創設の実現を求める意見書(案)。

森林は国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止などの公益的機能を有しており、また、 木材の供給を通じて地域産業の活性化と雇用創出に寄与しています。

しかしながら、所有者・境界が不明確な森林の増加や担い手不足、長期にわたる木材価格の低 迷等により、森林の荒廃が深刻な状況です。

地方においては、国の森林整備事業に加え、地方単独事業等を創設し、森林整備対策、林業・ 木材産業対策が実施しているところですが、長期的な視点に立った安定的な財源が十分に確保さ れているとはいえないのが現状です。

ついては、森林環境税(仮称)の創設により、長期的かつ安定的な財源が確保されるよう下記 事項の実施について強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記。

- 1、地方が行う森林整備の長期的、安定的な財源確保のため、平成30年度税制改正において、「森林環境税(仮称)」を創設すること。
- 2、税収は民有林面積に応じて分配し、県及び市町村がしっかり連携しながら、自由度をもった対策が実施できるような制度とすること。

平成29年6月、島根県吉賀町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林 水産大臣、総務大臣、宛てです。

以上です。

○議長(安永 友行君) それでは、ここで委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。8番、藤升議員。

〇議員(8番 藤升 正夫君) それでは、ただいま提出のありました、発委第1号森林環境税

(仮称) の早期創設の実現を求める意見書(案)についての反対討論を行います。

先ほどの請願の賛成討論の中で、無責任なというような御発言がありましたが、私は別の財源 も示して討論をさせていただきました。また、所得の均等割のかかる方々の負担増につながると いうことに対して、やはり取れるとこから取れるような形でのやり方ということに対して、批判 的に述べたものであります。

改めて申し上げますが、財源について石油・石炭税の上乗せ措置として実施をされております、 地球温暖化対策税の使途に森林整備を位置づけ、その財源にするのがよいと考えております。

さらには、この地球温暖化対策税は輸入特定石炭、国産農林漁業用A重油、国産石油アスファルト等などに免税還付措置が適用され、農林漁業に利用される軽油などには、免税還付措置が設けられるというような制度になっておりますので、つけ加えて、反対の討論とさせていただきます。

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

追加日程第1、発委第1号森林環境税(仮称)の早期創設の実現を求める意見書(案)についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

- ○議長(安永 友行君) 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。 以上で、全日程を終了いたしましたが、ここで中谷町長より発言を求められておりますので、 これを許します。中谷町長。
- **〇町長(中谷 勝君)** それでは、お許しいただきまして、御挨拶を申し上げます。

閉会に当たりまして、今議会におきましては、承認 2 件、議決 1 5 件、全案件ともお認めをいただきました。誠にありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。

また、議会の開始のときに御挨拶申し上げましたように、私の任期後のことでございますけれ ど、皆様方に自分の思いを伝えさせていただいたところでございますが、同日副町長より、次の 町長選挙に立候補したいということで、今月いっぱいで退職したいという辞職願が提出されまし た。 私、細かい話はしておりませんけれども、その後、記者会見をされて、自分の思いを伝えられておりますけれど、私も新聞を見た限りでございますので、間違っておれば訂正していただきたいと思いますけれど、私が主にやってきました財政の健全化、また、子育て支援につきましては、踏襲していただくというようなことが書いてございました。

また、私がやり得てないということで、いわゆる合併後の両町村の一体感の醸成でございます。 私につきましては、旧六日市町の人口の3分の1しかない柿木村でございますので、私とすれば、気を使って予算の4割は柿木の方へ持っていこうという思いでやってきたわけでございますけれど、まだまだそういった一体感が感じられないという部分があるということは、私も認めておるところでございまして、半ば私はこのことについては、諦めておったわけでございますけれど、この難解な課題に対処をしようということでございますので、私は、敬意を表したいというように思っております。

また、来年度予定しております障がい者総合支援センターの建設、こういった事業につきましては、大きな予算が要るわけでございます。

また、六日市病院の支援につきましても、まだまだ十分な経営内容となっておりませんし、3日前の13日には、吉賀町社会福祉協議会の会長以下5名の幹部の方、総勢6名で私と副町長、そして保健福祉課長のほうへ、平成28年度の決算状況の説明をされました。3期続けてのマイナスの決算ということで、また、これに対する支援等も考えていかなければならないという大変な時期を迎えるときに、この町を担っていこうということでもございますし、また、私の3期目の行政支えてくださった方でございますので、私はエールをもって送りたいというように思っておるところでございます。

皆様方に御挨拶するのは、本席しかあとはないというように思っておりますので、議長のお許 しをいただきまして、皆様方へ退職の御挨拶をされますので、御拝聴よろしくお願い申し上げま す。

本議会につきましては、大変ありがとうございました。

- ○議長(安永 友行君) それでは、ただいま町長のほうからありましたが、6月30日をもって 退任されます岩本一巳副町長よりの御挨拶をいただきます。
- ○副町長(岩本 一巳君) 本会議の貴重な時間ではございますが、副町長退任に当たりまして挨拶の機会を頂戴しましたことに対しまして、まずもって、安永議長を初め、議員の皆様に厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、既に新聞報道等で御承知のとおり、私は、本年10月29日任期満了に伴います吉賀町 町長選挙に立候補することを決意をいたしました。

そしてこのことに伴いまして、中谷町長へ今月末日で辞職する旨の申し出を行い、御了解をい

ただいたところでございます。

少々時間をいただきまして、退任の御挨拶を申し上げたいと思います。

私は昭和35年生まれ、現在57歳でございます。地元の吉賀高等学校を卒業すると同時に、旧六日市町役場に入職し以来、一般職員及び特別職として39年と3カ月、地元自治体職員として勤めてまいりました。この間、平成17年の10月には、隣接する旧柿木村との町村合併という、大変大きな場面にも遭遇し、大変貴重な経験もさせていただき、今日に至っているわけでございます。

こうした中、今回私が次期町長選挙に立候補することとした動機について申し上げておきたい と思います。

先ほども申し上げましたが、これまでも40年近い行政経験の中で、何といっても大きな出来 事は、平成17年秋の町村合併でございました。

私は、全国的に大きな流れとなっておりました平成の大合併の議論の折に、当時の総務課でその担当者となりました。当時の旧六日市町でも賛否両論ある中ではございましたが、鹿足郡4カ町村によります任意協議会、そして合併協議会が設立をされまして、官民上げたさまざまな議論が展開されました。

私はその組織に出向しておりましたが、役場本庁舎の位置の問題に端を発しまして、結局合併 協議会は解散するということになりました。

その後旧六日市町はお隣の柿木村との合併について前向きな議論を再開をいたしまして、この 2町村による合併協議会を設立をし、実質的な準備に取りかかったわけであります。

私はこの協議会の事務局長の職を仰せつかることとなりました。小さい自治体同士の合併では ございましたが、協議を進めていく中では、一言では言い尽くせない多くの課題があったのも事 実でございます。

紆余曲折の連続ではありましたが、両町村の議会、行政職員、そして民間有識者の皆様の懸命で真摯な御議論のおかげで、めでたく合併調印式を経て、新町吉賀町を誕生させることができました。

こうしてスタートした吉賀町も早いもので、本年秋で満12年を迎えることとなります。初代町長であります中谷町長の3期にわたる御労苦によって、さまざまな懸案事項を解決し、今日に至っております。

その中でも、特筆すべき事項は何といいましても、町財政の健全化と少子化対策であったと思います。

私もこの2点につきましては、財政を預かる総務課長として、また副町長という職で、この施 策実現に参画することができたことは大変有意義なことでございました。 しかしながら、私は合併後これまでの仕事を通して、一つだけ残念なこと、心残りなことがご ざいます。それは住民の一体感の醸成がいま一つ実感できないということでございます。

吉賀町は御案内のとおり、平成の大合併により誕生した町でございますが、残念ながら、まだまだ一つの町として、固いきずなで結ばれているという実感が湧いてこないわけでございます。

私は12年前の合併の際には、申し上げましたように、事務局長の立場で吉賀町誕生にかかわってまいりました。この合併業務の中で、私が一番大切にしてきたことは、これまでの町村の取り組み内容を深く尊重し、お互いに不足する部分を補完するものでなければならないという点でございました。

そのことを踏まえて、吉賀町の将来像などをまとめた新町建設計画を策定いたしました。その中で、踏襲されておりますのは、いうまでもなく、住民の一体感の醸成であります。しかし、現状を見るとまだまだ行政として、やるべきことが多くあると感じているところでございます。

私は合併事務を預かり、そして当時の両町村の住民の皆さんにお約束をいたしました、この一体感の醸成を果たさなければならない、この一体感の醸成なくして合併した目的、あるいは吉賀町の使命は成就されないというふうに考えております。

私は、縷々申し上げましたように、住民の一体感の醸成を果たすべく、次期町長選挙に立候補することを決意した次第でございます。

私は、今回こうして次期町長選挙に立候補するため、今月末で辞職することといたしました。 とはいいましても、自分自身の任期を9カ月残し、さらに年度中途での辞職でありますので、町 の行政に対して、大きな迷惑をおかけすることを大変心苦しく感じているところでもございまし て、このことにつきましては、衷心より深くおわび申し上げたいと思います。

吉賀町は、一昨年策定をいたしました、吉賀町総合戦略と人口ビジョンに基づく地方創生に向け、施策を展開しており、その結果が問われようとしております。

また、本定例会において御可決をいただきました、第2次吉賀町まちづくり計画に沿って、さらなる躍進を遂げていかなければなりません。

このような大きな局面を迎えているこの時期に、自分勝手な思いで職場を離れることに、責任 を感じているところでありますが、信頼する全職員が力を合せ、必ずや所期の目的を果たしてい ただけるものと確信をしております。

どうか、議会の皆様におかれましても、高所大所から町行政に対しまして、引き続きお力添え を賜りますようお願い申し上げ、本職を辞したいと思います。

最後になりましたが、吉賀町議会並びに吉賀町の今後ますますの御繁栄をお祈りするとともに、 安永議長、中谷町長を初め、議員各位、そして職員各位の御健勝、御多幸、さらに御活躍を心か ら祈念し、甚だ簡単、粗辞で意を尽くしませんが、副町長退任に当たってのお礼の御挨拶とさせ ていただきたいと思います。

長い間本当にありがとうございました。お世話になりました。(拍手)

- ○議長(安永 友行君) 岩本副町長におかれては、旧六日市町役場に奉職以来、合併協議会事務局長、柿木地域振興室長、総務課長と歴任をされ、大変御苦労も多かったと思います。大変お疲れさまでございました。今後ますますの御活躍をお祈りいたし、本日の議会を締めさせていただきます。御苦労でございました。
- ○議長(安永 友行君) 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

平成29年第2回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦労でございました。 午後0時12分閉会 会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長

署名議員

署名議員